

## 貸借対照表会計区分別内訳の作成方法

貸借対照表会計区分別内訳の作成方法 公益法人が従来から作成している財務諸表等及び定期提出書類との整合を考慮した、会計区分別内訳の作成方法として、以下が考えられる。

- ① 「会計区分別内訳」における各勘定科目の合計額は、貸借対照表と一致。「会計区分別内訳」における各会計区分の指定純資産・一般純資産期末残高は、正味財産増減計算書内訳表と一致  
※ 正味財産増減計算書内訳表について未作成又は会計区分別正味財産期末残高を省略等の理由から、①で各会計区分の指定純資産・一般純資産期末残高が確定しない場合、別表 H(1)の公益目的取得財産残額(当該金額に疑念がある場合は、別表 C(2)における公益目的事業に係る控除対象財産額以上を目安とすることが考えられる)との整合を考慮して決定することが考えられる
- ② 別表 C(2)、別表 C(3)や財務諸表に対する注記等における基本財産や特定資産に関する記載に基づいて、各会計区分における基本財産、特定資産、その他固定資産の一部及び純資産充当額の金額を決定
- ③ 財産目録における使用目的欄等の記載並びに法人が作成している勘定明細及び総勘定元帳等における資産・負債の内容に基づき、各会計区分における現金預金以外の流動資産、流動負債等の金額を決定
- ④ 財産目録における使用目的欄の記載や正味財産増減計算書内訳表、別表 F(1)、別表 F(2)等における会計区分別の関連する収益や費用の金額(割合)に基づき、各会計区分における引当金や減価償却資産等の共用資産・共用負債の金額を決定
- ⑤ 負債及び純資産における各勘定科目の会計区分別金額が確定すると、それらの金額を合計して、各会計区分の負債合計や負債及び純資産合計の期末残高を決定
- ⑥ 会計区分別の負債及び純資産合計の期末残高と一致するように、会計区分別の資産合計の期末残高を決定
- ⑦ 会計区分別の資産合計の期末残高から、対応する各資産科目の金額を控除して、会計区分別の現金預金の残高を決定
- ⑧ 各会計区分の現金預金残高がマイナスになるなど不自然な点がある場合、まずは会計区分間貸借による調整で解消。当該貸借が返済見込みのある一時的なものの場合は、当該貸借を残す。返済見込みのない場合は、他会計振替による会計区分間の資産負債の移動等の対応策を検討。なお、公益認定法第 18 条に反する方法は認められないと考える